

問 11 譲渡損益調整資産（減価償却資産）を簿価で譲り受けた場合の譲受法人の申告調整

問 内国法人G 1は、完全支配関係を有する他の内国法人G 2に対して時価 100 百万円の機械をG 1の帳簿価額 80 百万円で譲渡することとしました。

この場合、譲受法人G 2の譲受けの日を含む事業年度における申告調整はどのようになりますか。



答 譲受法人G 2は、①受贈益の計上（取得価額の加算）、②その益金不算入処理及び③減価償却超過額の損金不算入処理を行います。

【解説】

譲受法人G 2における具体的な申告調整は、次のとおりとなります。

- ① 譲受法人G 2において時価よりも低い価額で取得した機械（減価償却資産）について、その取得価額として経理した金額（80 百万円）がその機械の取得時の時価（100 百万円）に満たない場合のその満たない金額（20 百万円）をその機械の取得価額に加算し、同額を内国法人G 1からの受贈益として、益金の額に加算します。

《税務仕訳》 機械 20 百万円／受贈益 20 百万円
 《申告調整》 受贈益計上もれ 20 百万円（加算・留保（機械））

- ② この受贈益の額は完全支配関係のある内国法人G 1から受けた受贈益の額であることから、その全額を益金不算入とします。

《申告調整》 受贈益の益金不算入 20 百万円（減算・その他流出）

- ③ この機械に係る減価償却費の損金算入限度額の計算については、上記①により調整した税務上の取得価額（100 百万円）を基礎として、当該機械の譲受時（事業供用時）から当該事業年度末までの期間分の減価償却費の損金算入限度額を計算します。

- ④ 譲受法人G 2が当該事業年度においてその償却費として損金経理をした金額のうち、上記③により計算した損金算入限度額を超える部分の金額が減価償却超過額として損金不算入となります。

お尋ねのように、減価償却資産を時価よりも低い価額で譲り受けた場合で、その譲り受けた価額をその取得価額として経理しているときには、上記①により当該機械の取得価額に加算した時価に満たない金額（20 百万円）は、「償却費として損金経理をした金額」に含まれますので（基通7-5-1(4)）、減価償却超過額の計算に当たっては、この20 百万円を償却費として損金経理をした金額に含めて計算を行います。

例えば、当該機械に係る上記③により計算した減価償却費の損金算入限度額が

15 百万円、当該事業年度においてその償却費として損金経理した金額が 30 百万円（会計上 10 百万円＋加算分 20 百万円）である場合には、減価償却超過額は 15 百万円（30 百万円－15 百万円）となりますので、15 百万円を減価償却超過額として損金不算入とします。

≪ 税務仕訳 ≫ 減価償却費 20 百万円／機械 20 百万円
 減価償却超過額 15 百万円／減価償却費 15 百万円
 ≪ 申告調整 ≫ 減価償却費認容 20 百万円（減算・留保）
 減価償却超過額 15 百万円（加算・留保）

《別表記載例》

譲受法人（G2）

別表四

（単位：円）

区分		総額	留保	社外流出
加算	受贈益計上もれ	20,000,000	① 20,000,000	
	減価償却の償却超過額 7	15,000,000	④ 15,000,000	
	小計 13	35,000,000	35,000,000	
減算	受贈益の益金不算入額 18	20,000,000		※ ② 20,000,000
	減価償却費認容	20,000,000	④ 20,000,000	
	小計 25	40,000,000	20,000,000	20,000,000
所得金額又は欠損金額 44		△ 5,000,000	15,000,000	△ 20,000,000

別表五（一）

区分	期首	減	増	期末
減価償却超過額			④ 15,000,000	15,000,000
機械		④ 20,000,000	① 20,000,000	0
計		20,000,000	35,000,000	15,000,000

【関係法令】

法 22②、25 の 2、31
 基通 7 - 5 - 1 (4)